



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：イラン国会本会議における原子力技術保護に関する第一緊急法案の可決  
(19日付ケイハーン紙)

イラン国会本会議において、イランの原子力技術の保護に関する第一緊急法案総則が可決された。19日付ケイハーン紙は次のように伝えている。

- 18日、国会本会議において、(イランの) 平和的な原子力技術の保護を目的とした米国・英国による策略との対決に関する第一緊急法案について審議された。賛成 171 票、反対 3 票、棄権 6 票で、同法案の総則が可決された。なお、この法案の細則に関する審議は、今後行なわれる予定。
- 国会安保外交委員会メンバーは、同法案採決前に、この法案の必要性について発言した。概要以下のとおり。
  - (1) これまで、IAEA 事務局長が、22 度の声明の中で、イランの原子力活動に逸脱はないと言及してきたにもかかわらず、傲慢な者たちおよび大国は、イランの発展を受け入れず、脅迫と制裁をもってイラン国民の発展に対抗しようとし、イスラエルの核活動および同体制が保有する(核)兵器に反対する約 190 カ国の要請に反しており、イランの原子力の権利を踏みにじろうとしている。
  - (2) 従って、この傲慢な大国による脅迫に対抗するため、確固たる法律を成立させなければならない。
- 同法案の概要
  - (1) 政府は、一部の覇権主義国家による強欲な措置に対抗するため、核燃料サイクルのような平和的な原子力技術に関わる様々な分野へ投資することによって、国家(イラン)を原子力(分野)における完全なる自立に導く義務を有す。
  - (2) 政府は、NPT の保障措置に関する義務の履行を、NPT の保障措置の権利の確保とのバランスをとって実施し、NPT の枠内でのみ IAEA と協力する義務を有す。また、政府が NPT の一般的な規定を逸脱する要請を受け入れることを禁ずる。
  - (3) 政府は、TRR 用燃料供給に関する西側世界による欺瞞に鑑み、TRR 用燃料供給の目的で 20%濃縮を継続し燃料板を準備する義務を有す。
  - (4) 政府は、イラン船舶ないし積荷に対する臨検を行う国家に対して、可能な限り同等の措置を採らなければならない。  
注釈：イランの司法権はこの施行のために、あらゆる分野において、政府と協力しなければならない。